盛岡保健所長告示第5号

介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)第 131 条第 3 項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成 18 年 6 月 16 日

盛岡保健所長 鈴 木 俊 彦

1 訪問看護

介護保険事業所 番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0372100800	訪問看護事業所ゆとりが丘	岩手郡滝沢村滝沢字土沢 541 番地	平成 18 年 1 月 31 日

2 通所リハビリテーション

介護保険事業所 番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
031011459	内科小児科久保田医院通所リハビ リテーション	盛岡市大館町 26 番地 3 号	平成 18 年 3 月 2 日